

発議第 4 号

新火葬場整備事業に関する決議

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 22 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 瀬戸内市議会議員 川野 泰一

賛成者 瀬戸内市議会議員 竹原 幹

（提案理由）

新火葬場整備事業については、市民のみならず地元玉津地区に対して、いまだ十分な説明がなされていない。また、岡山市との正式な協定も締結できていない。

今後、新火葬場整備事業の実施に当たり、市民への説明責任を果たし、また、岡山市との連携を早期に具体化していくよう強く求める。

(別紙)

新火葬場整備事業に関する決議

新火葬場整備事業については、市民のみならず地元玉津地区に対して、いまだ十分な説明がなされていない。また、岡山市との正式な協定も締結できていない。

よって、下記の事項に留意し事業の実施をされるよう要望する。

記

1. 市民に対する説明責任を果たすこと。
2. 岡山市との連携を早期に具体化すること。

以上、決議する。

平成 29 年 3 月 22 日